

お客さま各位

令和3年10月
亀有信用金庫

預金規定一部改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、下記のとおり各種預金規定を改定いたしますのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定となる規定

- (1) 普通預金規定・貯蓄預金規定・総合口座取引規定・共通規定
- (2) 当座勘定規定
- (3) 納税準備預金規定
- (4) 外貨普通預金規定

2. 改定する内容

口座の不正利用防止およびマネー・ローンダリング等の対応のため、取引の制限条項、解約条項を具体化、明確化となるよう改定いたしました。

詳細につきましては、改定日以降に当金庫ホームページの[「各種規定集」](#)をご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。

3. 改定日

令和3年11月1日（月）

4. その他

ご不明な点がございましたら、店頭窓口、営業担当者にお問合せください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

事務部 0120-860-422（受付時間：平日9:00～17:00）



夢づくり、街づくり。

亀有信用金庫